

認知症施策推進支援及び普及啓発事業業務仕様書（案）

1 件名

認知症施策推進支援及び普及啓発業務

2 目的

今般策定した「長野県認知症施策推進計画」の更なる展開を図り、認知症の人やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、

- ・チームオレンジの市町村での実施の支援
- ・県民向け認知症フォーラムの開催

により、認知症や認知症の人に対する正しい知識や理解を深め、地域共生社会の実現のために必要な業務を行う。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 委託内容

市町村等の認知症施策推進支援及び県民等への普及啓発のための事業を実施するものとし、具体的には次の業務を行う。

(1) 頒布、編集が可能なステップアップ研修用の資料作成

以下により、ステップアップ研修に市町村が用いる提出する資料等を作成すること。

・実際に研修を行う市町村等の職員が編集できる形式（パワーポイント）で、研修用資料を作成すること。資料は30スライド程度の分量とし、厚生労働省等が作成した資料も含むことができるものとするが、10スライドは独自の資料とすること。資料作成にあたっては、認知症の人やその家族に取材するなど、実態に沿ったものとなるものとする。

・ステップアップ研修や、その他広報にも活用できる動画教材を作成すること。動画教材にあつては、パワーポイント資料の内容をベースとし、少なくとも県のYoutubeなどで公開できる汎用性のあるものとする。

(2) 成果品の作成

(1)の資料について、成果品として作成し、提出すること。

(3) 県民向けフォーラムの開催

令和6年9月21日（土）の認知症の日に合わせて、県内会場で認知症や認知症の人に対する正しい知識や理解の促進に向けたフォーラムを開催すること。会場への集客は150名程度を想定し、同規模のフォーラムを開催可能な会場を受託者の責任で確保すること。また、認知症の人やその家族を含めたシンポジウムを行うとともに、会場以外にも配信可能な環境を整備すること。

(4) 広告掲載

受託者又はメディア等との連携により、(3)の告知及び(3)の内容の採録を広く県民に広告すること。

(5) 関係資料の作成

仕様書に定める委託内容について、付带的に発生する関係資料等の作成を行うこと。資料の紙質、ページ数、作成部数等は、別途協議の上、詳細を決定する。

5 成果品及び納品期限等

本業務の成果品及び納品時期等は次のとおりとする。

(1) 成果品及び納期

ア ステップアップ研修用の教材

- ・パワーポイント形式のデータをCD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚
- ・納期：令和6年12月頃（別途指示する時期）
- イ ステップアップ研修等用の動画教材
 - ・動画データをCD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副1枚
 - ・納期：令和7年1月頃（別途指示する時期）
- ウ 広告実績
 - ・上記4（4）の実績（形式等不問）
 - ・納期：令和7年3月31日

なお、成果品に使用する紙質、色等については、別途協議の上、決定する。

- (2) 成果品の納品前の校正
 - 文字校正及び色については、2回以上行うこと。
 - なお、県へ提出する校正原稿は、成果品で使用する紙質、印刷面、印刷色、印刷方法と同等のものとする。
- (3) 納品場所
長野県健康福祉部介護支援課
- (4) 委託業務完了届
成果品納入時に合わせて提出すること。

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
 - 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
 - ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 守秘義務
 - 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - 本事業に関して作成した資料、成果品の所有権及び著作権は、原則として全て長野県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。